

社長自身が国の労災保険に 加入できるのを ご存知でしたか？

労働保険事務組合 中小企業福祉事業団 に事務を
委託すると社長自身が労災保険に加入できる等
以下のメリットがあります！！



メリット①

社長自身が国の労災保険に加入できます！

労災保険特別加入制度を利用することにより、社長、役員、同居の親族等の方々も国の労災保険に加入することができます！！労災保険は国が運営する保険なので、少ない負担で保障が手厚く安心です。

メリット②

労働保険料が分割納付できます！

労働保険料の額にかかわらず、3回に分割納付できます。

メリット③

事務業務が軽減できます！

労働保険の事務処理をアウトソーシングすることにより、事務業務の軽減ができて、本来の業務に集中できます。また、当事業団の幹事社会保険労務士が事務処理を行いますので、迅速且つ適確に手続きが行われます。

※ 加入には所在地や労働者数の条件がございます。詳しくはお問合せ下さい。

お問い合わせは



イセキサイド社労士事務所

〒432-8021

浜松市中区佐鳴台 4-36-25

TEL : 053-445-2345 FAX : 053-445-6162

<http://www.isekaside-sr.com/>

取扱団体



CHUKIDAN

中小企業福祉事業団

〒111-0036

東京都台東区松が谷 1-3-5 JPR 上野イーストビル 2階

TEL 03-5806-0294(代)

<http://www.chukidan.com>